

平成19年度第2回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 開催日 平成19年10月1日（月）午後1時30分～午後3時
- 開催場所 宝塚市役所 特別会議室
- 出席者 委員8名、事務局職員2人
- 議事内容

1 議 事

(1) 『平成18年度に実施したパブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について』

会長 ただ今から平成19年度第2回宝塚市パブリック・コメント審議会を開催します。

事務局、本日の傍聴者はありますか。

事務局 傍聴者はありません。

会長 前回、市長から『平成18年度パブリック・コメント手続の実施状況及び運用状況の評価について』諮問がありましたが、本日は、評価の考え方や評価方法について、議論してまいります。その前に、前回、事務局に確認をお願いしていた件がありましたので、事務局から説明を求めます。

事務局 本条例制定後の市議会におけるパブリック・コメント手続に関する質問等について確認するようにとのご指示でしたので、市議会本会議の議事録を検索しましたが、パブリック・コメント手続の運用状況等を問うような質問や発言はございません。

事務局 次に、昨年度の答申内容に関して、本年度にパブリック・コメント手続を実施予定の各課の認識についてであります。各課とも市内LANのパブリック・コメントのサイトに掲載している答申内容を確認しており、今後、手続を実施するに当たっては、「パブリック・コメント条例の解釈と運用」とともに答申を参考にしながら進めていくとのこと。ただ、今年度、パブリック・コメントを実施した課で、見やすくするためカラーコピーで資料を作成したところもありますが、昨年度の答申内容はハードルが高い項目が多いと感じているとのことでした。

会長 事務局の説明に何か質問はありますか。

会長 無ければ、本題に入ってまいります。

まず、どのように評価していくかについて、事務局に昨年度の評価項目を改良してもらって、たたき台となるものを「評価シート」として作成してもらいましたので、評価の考え方や評価方法を事務局から説明してもらって、みなさんとどのような評価の方法がいいか、議論してまいりたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 ※（昨年度の答申書を見てもらいながら、昨年度の評価の方法や評価項目を説明する。次に、配付資料である『平成18年度に実施したパブリック・コ

メント手続きの評価の考え方 その1・その2』を説明する。

- 会長 事務局から説明のあった評価の考え方について、ご意見をお願いします。
- 委員 昨年度の評価の方法を変更すると、評価の継続性がなくなるのではないかと。それでも変更する方がいいということか。
- 会長 前年度が初めての年度であり、評価方法を固定するのではなく、進歩・発展と考えるべきかどうか。
- 委員 昨年度よりも見た目はよくなっているのではないかと。
- 会長 全面的に評価の考え方や評価方法を変更したのではなく、前年度の評価項目を基本にしながら、昨年度、盛り込めていなかった条例等で規定されている取組項目を評価項目として新たに追加しています。
- 前年度の評価項目は、定量的評価項目と定性的評価項目が混在しており、定量的評価項目も委員の主観で評価していた。今回は事務局で定量的評価項目と定性的評価項目を分けて、定量的評価である「実施したか、していないか」という評価項目については、事務局で「○、×」を付けてもらった。今回の評価方法の方が、緻密な評価ができるのではないかと考える。また、各委員の評価の判定がやりやすくなったのではないかと。
- 委員 今年度は良いとしても、毎年度評価方法を変えるのはどうかと考える。
- また、前年度の答申が、市内部でどのように受け止められているのか。各評価項目の取組ができていたかどうかよりも、答申本文に盛り込んだ内容を市がどう受け止めたかの方が意義があると考えている。
- 事務局 昨年度の答申については、四月早々に総務課長会議で説明するとともに、その内容を庁内LANに掲載し、全職員が確認できるようにしています。
- 事務局 事務局で、平成18年度に実施した9件を評価シートで検証してみたところ、条例等で規定されている取組項目で実施されていない取組項目があることがはっきりした。条例で規定されている取組項目については、実施漏れがないようにしていきたい。
- 委員 総合評価をするにあたって、個別評価項目の『◎、○、×』の数が、『◎』が何個以上あれば、自動的に総合評価も『◎』になるとすれば、総合評価を点けやすいのではないかと。
- 会長 しかし、その方法を採用すれば、総合評価は委員8人全員が同じ評価になってしまう。『◎』が多ければ、総合評価も自ずと『◎』になる可能性は高いが、パブリック・コメント手続きとして公表された9件の計画案等の資料をよく見たうえで、各委員の主観を交えた定性的評価で、総合評価をした方がいいのではないかと考える。
- 事務局で作成してもらった評価シートで、本当に評価できるかどうか、一度シミュレーションしていきたい。まず、事務局から評価シートを説明してください。
- 事務局 ※『平成18年度に実施したパブリック・コメント手続きの評価シート』の評価項目や見方を説明する。
- 会長 事務局の説明を補足すると、条例等で規定されている取組項目は標準レベルの

必須項目で必要条件であるが、昨年度の答申で求めている取組項目は十分条件で、ここまでできておれば十分配慮されたパブリック・コメントであったということになる。どれくらい標準レベルを上回る取組をしたかどうかで、分かりやすいパブリック・コメントであったかという評価につながると考えますが、皆さん、ご意見はありますか。

委員 条例で規定されている取組項目のなかで、『市広報に掲載して公表する』などは、基本中の基本で、当然しなければならない取組であって、それができているかできていないかを評価するのは論外であると考え。しなければならないことをしていないのは、評価する以前の問題であり、職務怠慢ではないか。そのようなレベルを評価項目とするのはどうかと思う。できていないこと自体が問題であると思う。「○」の評価でない問題があるものは評価の対象にしなくてもいいのではないか。

会長 評価というのは、標準以上のプラスの取組だけの評価するというのではなく、できていない取組を改善させたり、啓発する意味合いで、マイナスの評価を出すことも意味があると考えます。

会長 会長職務代理と事前に意見交換して気づいた点が何点かあります。それは、評価シートの評価項目の順番ですが、同じような分野の評価項目をひとまとまりにした方が良いものがあるので、事務局で整理してもらいたい。

委員 同じように、順番を整理した方が良い項目がまだあるので併せて整理願いたい。

委員 それぞれの政策に係る団体に説明するのは当然であり、相手から意見を出して来るのではないか。自治会やまちづくり協議会に対する説明が全判的に十分でない。一般の市民はパブリック・コメントのことは知らない。

委員 連合自治会の理事会などで説明していく必要があるのではないか。

会長 前年度の評価項目として、自治会、まちづくり協議会に係る評価項目が6項目あった。それは、市民からの意見を地域別、階層別、分野別に分けていたが、本年度は、全市的な対応はワークショップやタウンミーティングを通じて、地域的な対応はコミュニティである自治会やまちづくり協議会を通じて、また、個別の問題への対応は当事者団体を通じて、個人市民重視、地域市民重視、当事者市民重視の3つのタイプに分けて、市民の意見や提案を求めたかどうかを評価するようにしている。

委員 概要版を作成しているのに、評価がなぜ「－」であるのか。

事務局 本市のパブリック・コメント手続きとしては、本文全文を公表すべきであると考え。

新設条例に対するパブリック・コメントであるのに、概要版だけでパブリック・コメント手続きを実施したことから、「◎」でなく「－」となった。

会長 都合の悪い情報を隠してパブリック・コメントをしている市もなかにはある。担当課の判断で公表する部分と公表しない部分を設けてはならない。全文を公表する必要がある。

委員 条例をつくる初期段階で、市民の意見を求めるパブリック・コメントを実施し

ても良いのではないか。

事務局 新しい条例に反映するため、広く市民の意見を求めるパブリック・コメント手続きをすればいいという意見もあるが、本市のパブリック・コメント条例が求めているのは、政策決定の前の段階でパブリック・コメント手続きを実施しなさいというものであると考えます。

会長 本市のパブリック・コメント手続きは、計画等の骨格となる考え方について市民の意見を聴く、意思形成過程でのパブリック・コメントではなく、政策決定の前の段階で市民の意見を確認するタイプになっている。

委員 政策決定の前の段階で必ずパブリック・コメント手続きを実施しなければならないのであれば、審議会に市民が公募委員として参加して意見を述べ、併せて市民アンケートなどをして、十分に市民の意見が計画に盛り込まれているのに、更に、市民の意見を求めるのは屋上屋を架すという、素朴な思いが市民にあると思う。

他市の条例等を見ていると、単独でパブリック・コメント手続きを規定したものは少なく、市民参画条例の参画手法の一つとして位置づけられているケースが多い。

既に市民意見を集約して計画なりをまとめているのに、更にパブリック・コメントをしなければならぬと一律に規定するのではなく、個々のケースによって、パブリック・コメント手続きをするか、しないかを柔軟に判断しても良いのではないか。

委員 パブリック・コメント手続きを実施した9件の案件について、その評価の方法を議論してきたが、9件の案件以外に、真にパブリック・コメント手続きを実施しなければならない案件があったのではないか。実施せずに済まされているものがないかをチェックをする必要がある。

事務局 次回に、平成18年度に市議会に上程された条例等の議案の一覧表を配布するので、9件の案件以外にパブリック・コメント手続きを実施しなければならない案件が実施せずに済まされていないかを検討していただきます。

会長 **委員が指摘されたように、パブリック・コメント手続きは市民参画の一つの手法である。市民参画の第一段階である「問題提起」、意思形成過程としての審議会。そして、次の段階が「方策決定」としてのパブリック・コメント。それぞれ市民参画の手法の一つである。

会長 事務局で整理した評価シートを各委員に郵送させていただくので、各自で9つの案件について、評価シートに記入していただき事務局へ返送していただき、事務局で8人の評価シートを整理し、次回に審議会としての全体評価を行います。

会長 本日の審議会は、この程度とします。

次回の開催日程ですが、11月5日（月）午前9時から開催します
これで、本日の審議회를終了します。